

氏名	谷口和歌子
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	博乙第 2771 号
学位授与年月日	平成 28年 1月 31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	ビジネス科学研究科
学位論文題目	企業と従業員の選好を踏まえた企業年金制度の在り方に関する研究

主査	筑波大学 教授	博士（工学）	山田 秀
副査	筑波大学 准教授	博士（システムズ・マネジメント）	木野 泰伸
副査	筑波大学 准教授	博士（文学）	尾碕 幸謙
副査	一橋大学 教授	Ph. D.	伊藤 彰敏
副査	広島大学 教授	Ph. D.	渡邊 聡

## 論文の内容の要旨

日本の企業年金制度は、1960年代の税制適格退職年金と厚生年金基金の導入に始まり、主に退職一時金を年金化した制度として多くの企業で導入されている。2000年以降の退職給付会計の導入や資産運用環境の低迷を背景に、確定給付企業年金と確定拠出年金の導入や税制適格退職年金の廃止など、制度の多様化や改善が進んでいる。一方、公的年金を含む年金制度全体に目を向けると、日本の平均的な所得水準で見た年金制度の所得代替率はOECD諸国の平均値を下回る。加えて少子高齢化を背景に、将来の公的年金の実質的な支給水準の低下が見込まれる状況を考慮すると、企業年金や個人貯蓄など、公的年金以外の老後の所得保障手段の機能を高め、従来以上に活用することは喫緊の課題である。企業が長期的に提供可能であり、従業員にとって利用価値の高い企業年金制度の在り方を考え、制度設計に対する政策的な示唆を得るためには、まず企業がどのような要因で企業年金制度を選択し、従業員がどのような要因で提供された制度を活用しているのかを把握することが必要である。これから本研究では、企業と従業員の企業年金制度の選択要因について、企業と従業員の個票データを使用した分析を行い、企業や従業員が企業年金制度を活用する上での阻害要因について考察している。

本論文の第1章で上記を述べた後、第2章で日本の企業年金制度の現状を俯瞰している。第3章では関連する先行研究について、退職給付制度の提供要因、従業員の年金への選好、個人の知識と退職後の資金の蓄積という立場から整理し、論文で取り上げる命題を明確化している。第4章では、財務データ等を使用し、企業による直近の年金制度の提供状況や、年金選択の要因について分析を行い、企業にとって提供可能な企業年金制度の在り方について考察している。また第5章では、従業員が給付利率や終身給付など企業年金のメリットを享受するためには、年金としての支給形態を選択する必要があることに着目し、従業員の年金選択の要因分析を通じて、従業員による更なる企業年金制度の活用策について考察している。さらに第6章では、個人が退職給付制度等について合理的な意思決定を行うためには、退職給付制度に対する理解や金融知識が不可欠であることに着目し、個人の制度、金融知識と資金計画

や資産蓄積の関連を分析している。第7章では総括的結論として、前章までの分析結果をもとに、企業と従業員による企業年金への選好や、退職後の所得保障に向けた退職給付制度の活用方法に関し、傾向や政策的示唆を論じている。

## 審査の結果の要旨

本研究論文は、筆者の年金制度に対する問題意識に対し、種々のデータを収集し、定量的、客観的に対策を考察しているという価値を持つ実証論文であり、新たな価値ある知見を導いている。上場企業による企業年金制度の選択について、企業年金制度の内容と、採用企業の特性の間に有意な関連性を見出している。これをもとに、企業は、近年の先行研究が指摘してきたコスト水準だけではなく、複数の要素のバランスから制度の提供メリットを複合的に判断し、制度選択を行っている点を明確にしている。そして、企業の視点で持続可能な企業年金制度を設計するためには、給付算定に関する制度設計の選択肢の拡充や積立金の運用におけるリスク抑制など、制度の提供に係るコスト変動を抑制する対応の必要性を導いているのは新たな知見である。

また、中小企業に雇用される従業員の個票データを用い、年金価値と従業員の年金選択との間には正の関連性があることを見出している。特に年金に関する情報提供を受けた個人において、この傾向が顕著であることも示している。この結果から、従業員に対する金融教育や退職給付制度に関する情報提供が効果的に行われると、企業年金における従業員の年金選択率が向上する可能性を示しており、これは年金の制度設計に関する基礎的な指針となりうる。

加えて個人の意思決定要因である知識に着目し、個人の制度、金融知識の獲得による資金計画を通じた資産蓄積への関連性についても検討している。その際、近年の先行研究で多く取り上げられている金融知識のみならず、公的年金や退職給付制度などの制度知識に着目し、資産蓄積に対して知識獲得による退職給付制度の活用余地を検討している点に新規性があり、特定の年代に対しては制度知識を高める情報提供が有効である点を示している。以上のように本研究論文は、企業と従業員の企業年金制度の選択要因について実証的に分析し、種々の実務的な示唆を与えており、経営学の博士論文として十分な要件を充たしているものと判断する。

### 【学力の確認】

ビジネス科学研究科学位論文審査（博士後期課程）に関する内規第10条を適用し、学力の確認の全部に代え、十分に学力があるものと認定した。

### 【結論】

よって、著者は、博士（経営学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。